

政府が発表した緊急経済対策の問題点と全商連の要望

2020年4月10日
全国商工団体連合会

4月8日、全商連は「新型コロナに対応した緊急経済対策への要望」を内閣府に提出しました。

政府が7日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」のおもな問題点と、それに対する全商連の要望は以下のとおりです。

その後、明らかになった〈政府の対応〉も参考にしながら、各地の自治体要請に生かしてください。

国会では、新型コロナ対策について審議が続いています。制度改善の要求を自治体に迫り、地元国会議員にも伝えることで、政府の対応を実態に即したもののへと転換させることができます。

引き続き、経営実態と要望をお寄せください。

1、中小業者向けの「持続化給付金」

*対象

- ①売り上げが対前年同月比で半減したフリーランスを含む個人事業主
- ②売り上げが対前年同月比で半減した資本金10億円未満の企業

*支給額

- ①は100万円、②は200万円を上限に、減収分の12カ月分を給付

<問題点>

- ・給付は1回限り
- ・「総額は2兆3000億円で、支給先は約130万事業者」（「日経」4月8日付）で、小規模事業者を含む357万中小企業数の4割にも満たないなど予算額が小さく対象が限定的
- ・売り上げの「V字回復」が前提のような制度設計であり、被害の実態が考慮されず、減収分をカバーできない

（例えば）

- ①年間売上高360万円（月の平均売上高30万円）の個人事業主の売り上げが半減した場合

$$360 \text{万円} - (15 \text{万円} \times 12 \text{カ月}) = 180 \text{万円}$$

■年間減収額は180万円なのに給付は100万円だけ

②年間売上高 600 万円（月の平均売上高 50 万円）の企業の売上げが半減した場合

600 万円－（25 万円×12 カ月）＝300 万円

■年間減収額は 300 万円なのに給付は 200 万円だけ

→全商連の要望

フリーランスを含む個人事業主に 100 万円、中堅・中小法人に 200 万円を上限とした「持続化給付金」の売上げ減少条件を緩和して支給対象を広げ、不課税とすること。

臨時休業や営業時間短縮を行った中小業者をはじめ、学校と契約を結んでいる納入業者の損失額が上記給付金を上回った場合、緊急事態宣言や自粛要請がやむまで損失補償として給付金の支給を継続すること。

2、収入が減少した世帯に 30 万円を支給する「生活支援臨時給付金」

*対象

- ①2～6 月のいずれかの月の世帯主の収入が減少し、年収ベースで住民税非課税となる世帯
- ②同じく世帯主の月収が半減以下となり、年収ベースで住民税非課税水準の 2 倍以下となる世帯

<問題点>

- ・給付金の支給は 1 回限り
- ・収入の基準が世帯主の収入で他の家族の収入減少は考慮されない
- ・わずかな収入の差で、給付される世帯とされない世帯が生まれ、「分断」を生む
- ・給付を受けた世帯の収入が、受けない世帯の収入を上回る「逆転現象」が起こる場合がある
- ・収入減少など対象要件に当てはまることを市町村の窓口で証明することが必要になる

→全商連の要望

1 世帯 30 万円の「生活支援臨時給付金」は 1 人 10 万円として無条件で速やかに支給すること。高額所得者には新たな課税によって給付に見合う負担を求めること。

3、税金や社会保険料の納付を1年間猶予

*対象 2月以降、1カ月程度の間に入収が前年同期比で約2割減った事業者
<問題点>

- ・納付を1年間猶予しても免除されないため、来年の納付時に2年分の納付が求められる

→全商連の要望

政府が行う税金、社会保険料の支払い猶予については、中小業者・フリーランスの売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少する場合の規定を設け、所得税、法人税、消費税、固定資産税などは延滞税も含めて免除し、執行停止とすること。

税金や社会保険料の滞納により発生した延滞税等について、すでに本税等の納付が完了している場合は、納付を猶予し、執行停止にすること。

税金の申告・納付期限延長の対象に、法人にかかる法人税・消費税と相続税を追加すること。

国民健康保険料・税について、売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少する場合は、納付を免除し、自治体の減収分を国が措置すること。

国民年金保険料の納付について、前項の条件に該当する場合は、納付を免除し、給付時の減額措置の対象にしないこと。

<政府の対応>

厚生労働省は4月8日付で事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」）を出し、国の財政支援の対象となる国保料・税の減免の取り扱いを通知しました。

国民健康保険法第77条の「特別な理由がある被保険者への減免」に対応する市町村の条例・規約を適用し、国が示した基準による減免を行う自治体が必要とする費用について、国の特別調整交付金で財政支援が行われることとなります。

<厚生労働省の事務連絡：抜粋>

1、財政支援の対象となる減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料・税について、市町村が条例に基づいて行った減免措置とする。

2、交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料・税の減免額は 次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基

準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までのすべてに該当する世帯

【要件】

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
- ii 前年の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が 1,000 万円以下であること。
- iii 減少することが、見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【減免額の計算式】

減免対象保険料・税額（ $A \times B / C$ ） \times 減額又は免除の割合＝保険料（税）減免額

【減免対象保険料】

- A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料・税額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【減免の対象と減免の割合】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

(2) 以下略

※留意点として

自治体に減免の実施・対象の拡大などを求めることが重要です。また、該当する条例がない自治体は条例の制定が必要になります。

全商連は政府に対して「国民健康保険料・税について、売上げが6カ月で対前年比30%以上減少する場合は、納付を免除し、自治体の減収分を国が措置すること」と要望しましたが、地方自治体に対しては、下線部などについて会員や住民の要望に沿った積極的な提案をお願いします。

4、固定資産税の減免

*対象 4月以降3カ月間の収入が前年同期比で30%以上減少した中小企業や個人事業主

*減免額

①減少割合が50%以上は、全額免除

②減少割合が30%以上50%未満は、半額免除

<改善すべき点>

・固定資産税の減免を店子の家賃引き下げにつなげる施策が必要。

→全商連の要望

固定費負担の軽減として、貸店舗所有者が店子への家賃を減額した場合、固定資産税の新たな軽減措置に加え、その減額割合に応じて固定資産税、所得税・法人税、消費税の減免を行うこと。

店子の家賃を減額した貸店舗所有者には、店舗取得のために使った借入金の返済猶予もしくは無利子融資への借り換えを行うよう金融機関に働きかけること。